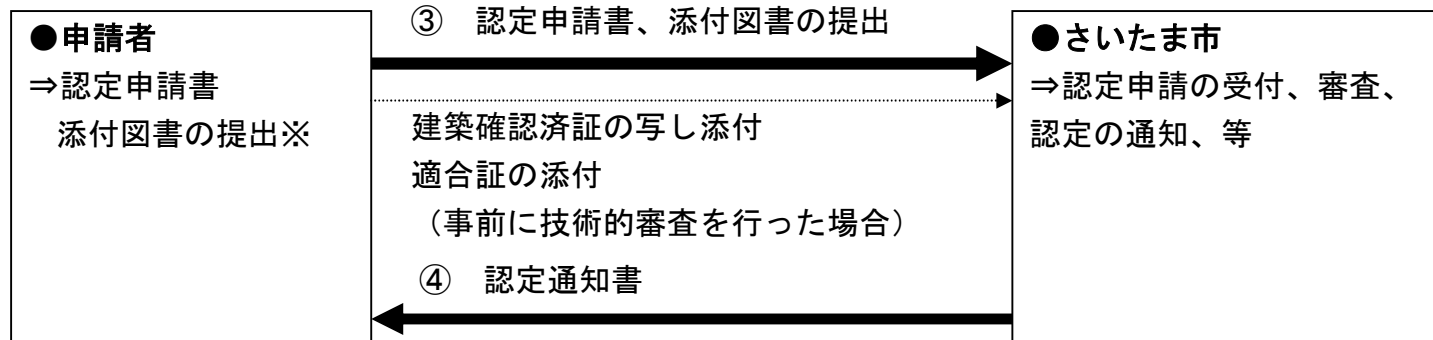


## < 手続の主な流れ >



① 依頼書

※② 適合証

●審査機関  
⇒低炭素建築物新築等  
計画に係る技術的審査

※併せて建築確認審査を同時に希望する場合は確認申請書  
このとき、添付書類は省略する（兼ねる）ことはできません  
のでご注意ください。

※法第60条による容積率の特例を受ける場合は、建築確認よ  
り先に認定を受ける必要がありますのでご注意ください。

※②は適合証の他にさいたま市都市の低炭素化の促進に関す  
る法律施行細則の第2条（4）に定める図書でも可能です。

・登録住宅性能評価機関  
・登録建築物エネルギー消費性能判定機関  
※申請する部分の用途によって異なるので  
ご注意ください

### さいたま市の認定申請等窓口

低炭素建築物の認定申請、完了報告、記載事項変更及び  
相談窓口

北部建設事務所 建築審査課 審査係

南部建設事務所 建築審査課 審査係

低炭素建築物の認定に係る上記以外の業務

建築部 住宅政策課 マンション管理支援係